

利用者のために

I 2008年漁業センサスの概要

1 調査の目的

2008年漁業センサスは、我が国漁業の生産構造、就業構造及び漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

2 根拠法規

2008年漁業センサスは、統計法（平成19年法律第53号）第9条第1項及び漁業センサス規則（昭和38年農林省令第39号）に基づく基幹統計調査である。

3 調査体系

調査の種類		調査の系統	調査の方法
海面漁業調査	漁業経営体調査	農林水産省 都道府県 市区町村 調査員	自計調査 (面接調査も可能)
	漁業管理組織調査	農林水産省 統計・情報 センター 調査員	
	海面漁業地域調査		
内水面漁業調査	内水面漁業経営体調査	統計・情報 センター 調査員	
	内水面漁業地域調査		
流通加工調査	魚市場調査		
	冷凍・冷蔵、水産加工場調査		

4 調査の対象

(1) 内水面漁業経営体調査

共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼で農林水産大臣が定めるものにおいて水産動植物の採捕の事業を営む内水面漁業に係る漁業経営体及び内水面において養殖の事業を営む漁業経営体

(2) 内水面漁業地域調査

水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第18条第2項の内水面組合

5 調査事項

- (1) 内水面漁業経営体調査
 - ア 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況
 - イ 個人経営体の世帯の状態及び世帯員の就業状況
- (2) 内水面漁業地域調査
 - ア 組合員数
 - イ 生産条件、地域の活性化のための取組

6 調査期日

平成20年11月1日現在で実施した。

7 調査方法

統計調査員が、調査客体に対し調査票を配付・回収する自計調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。

ただし、調査客体から面接調査の申出があった場合には、統計調査員による調査客体に対する面接調査の方法をとった。

II 利用上の注意

1 報告書の構成

本報告書は、2008年漁業センサスのうち、内水面漁業経営体調査及び内水面漁業地域調査結果から、内水面漁業に関する統計を取りまとめたものである。

なお、内水面漁業経営体調査結果については、内水面養殖業及び湖沼漁業に分けて取りまとめた。

2 調査の定義及び約束事項

(1) 内水面漁業経営体調査

過去1年間	平成19年11月1日～平成20年10月31日の期間
内水面漁業	共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼で農林水産大臣が定める湖沼（以下「調査対象湖沼」という。）において水産動植物の採捕の事業又は内水面（浜名湖、中海、加茂湖、猿澗湖、風蓮湖及び厚岸湖は除く。以下同じ。）において営む養殖業をいう。
内水面漁業経営体	湖沼漁業経営体及び内水面養殖業経営体をいう。
湖沼漁業経営体	過去1年間に調査対象湖沼において水産動植物の採捕の事業または養殖の事業を、利潤または生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として営んだ世帯又は事業所をいう。
養殖業経営体	過去1年間に利潤又は生活の資を得るため、内水面において販売を目的として計画的かつ持続的に投じ（餌）又は施肥を行い、養殖用又は放流用種苗の養成若しくは成魚を養成した世帯及び事業所をいう。

経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	個人で漁業を自営する経営体をいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産組合、共同経営、その他に区分している。
会社	会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。なお、旧有限会社は株式会社として会社を含む。
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和23年12月15日法律第242号）に基づき設立された漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。
漁業生産組合	水産業協同組合法に基づき設立された漁業生産組合をいう。
共同経営	二人以上（法人を含む。）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行ったものをいう。
その他	上記以外のものをいう。
漁業種類	湖沼漁業経営体が行った以下の漁業種類（11種類）をいう。 ①網漁業（5種類）：底びき網・船びき網、刺網、 定置網、投網、その他の網漁業 ②その他の漁業（4種類）：釣・はえ縄、採貝・採藻、 籠類、その他の漁業 ③養殖業（2種類）：魚類養殖、その他の養殖
主とする漁業種類	過去1年間に行ったすべての漁業種類のうち、販売金額が最も多かったものをいう。
営んだ漁業種類	過去1年間に行ったすべての漁業種類をいう。
養殖種類	内水面養殖業経営体が行った以下の養殖種類（16種類）をいう。 ①食用（9種類）：にじます、その他のます類、あゆ、 こい、ふな、うなぎ、すっぽん、 海水魚種、その他 ②種苗用（4種類）：ます類、あゆ、こい、その他 ③観賞用（2種類）：錦ごい、きんぎょ ④真珠（1種類）：真珠
主とする養殖種類	過去1年間に行ったすべての養殖種類のうち、販売金額が最も多かったものをいう。
営んだ養殖種類	過去1年間に行ったすべての養殖種類をいう。

経営体階層	「主とする漁業種類」、「過去1年間に使用した漁船の種類」、「使用した動力漁船の合計トン数」により分類した階層（10階層）をいう。
湖沼漁業の湖上作業	湖沼漁業において湖上等で行う以下の作業をいう。 ①漁船漁業では、漁船の航行、漁労等の作業。 ②定置網漁業では、網の張り立て、取り替え、漁船の航行、漁労、その他湖上におけるすべての作業及び岡見（定置網に魚が入るのを見張る作業）。 ③地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、その他湖上におけるすべての漁労作業及び陸上の引き子の作業。 ④漁船を使用しない採貝・採藻。 ⑤養殖業では、養殖場への往復、いかだやいけす等の養殖施設の張り立て及び取り外し、採苗、養殖場の見回り、収獲物の採取等湖上におけるすべての作業（真珠養殖の施術作業、貝掃除作業、貝のむき身作業のみに従事する場合を除く。）。
湖沼漁業の湖上作業従事者	満15歳以上で日数にかかわらず過去1年間に湖沼漁業の湖上作業に従事した者をいい、特定の作業を行うために臨時的に従事した者も含む。
養殖方法 池中養殖	養殖を目的として造られた人工の養殖池を使用して養殖を行うものをいう。 なお、ため池、水田等を使用した場合でも、それ本来の目的ではなく、養殖を目的として使用した場合は池中養殖とした。
止水式	止水面で、水作り（プランクトンを適量発生させ、水の状況を良好にすること）によって養殖を行うものをいう。 なお、溶存酸素を適量に保つため、動水機、その他の酸素混入機による水の流動のあるもの及び水質悪化を防止するための地下水あるいは河川水を注入しているものを含めた。
流水式	常時新しい水の流入、使用水の一部排出を行うことにより、魚の成育環境を良好にして養殖を行うものをいう。
循環式	使用水を循環ろ過して有害物質を取り除き養殖に使用可能な水質にまで浄化のうえ、再利用しながら養殖を行うものをいう。
ため池養殖	かんがい用、貯水用等養殖以外の目的に使用されている水面を利用して養殖を行うものをいう。
網いけす養殖	湖沼、池、河川等の広い水面の一部に設置した網いけすで養殖するものをいう。
その他の養殖	上記以外のものをいう。

養殖作業	養殖業における、給餌（調餌を含む。）、選別、取揚げ、養殖池の管理、養殖施設の設置作業、その他の養殖経営に必要な作業（湖沼漁業における養殖業の作業も含む。）。
養殖業従事者	満15歳以上で日数にかかわらず過去1年間に養殖作業に従事した者をいい、特定の作業を行うために臨時的に従事した者も含む。
新規就業者	個人経営体の世帯員のうち、過去1年間に漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、①新たに漁業を始めた者、②他の仕事の主であったが漁業が主となった者、③普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった者のいずれかに該当する者をいう。
世帯員	個人経営体において、生活の根拠がその家にある者で、①住居と生計を共にしている者（血縁又は姻せき関係にない者も含む。）、②漁船に乗り組んでいる者、出稼ぎ者、遊学者、療養者等で平成20年11月1日時点で家を離れている者のうち不在期間が1年未満の者、③家族同様に住んでいる雇い人で、1年以上経過した者又は経過する見込みのある者をいう。 なお、同居人、下宿人等のように生計を別にしていない者は含めない。
保有漁船	過去1年間に使用した漁船のうち、平成20年11月1日時点で漁業経営体が管理運営している漁船をいう（他から借りている漁船は含め、他に貸している漁船は含まない。）。
無動力漁船	推進機関を付けない漁船をいう。
船外機付漁船	無動力漁船に船外機（取り外しができる推進機関）を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船、他を無動力漁船とした。
動力漁船	推進機関を船体に固定した漁船をいう。なお、船内外機船（船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット（プロペラ等）を設置した漁船）については動力漁船とした。
個人経営体の専兼業分類	
専業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業からのみであった場合をいう。
第1種兼業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。
第2種兼業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業以外の仕事からの収入の合計が自営漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。

自営漁業の後継者	過去1年間に漁業に従事した人のうち、将来、自営漁業の経営主になる予定の人をいう（雇われて漁業に従事した人を含む。）。
養殖池数	<p>養殖業に使用した養殖池（養成池、稚魚池、収穫時の補助池等であり、水質浄化用の沈殿池や濾過池等は含まない。）の数をいう。</p> <p>なお、コンクリート等の固定物で仕切られた区画については、それぞれを池数として数える（漁網等の取り外しが可能な仕切りは含まない。）。</p> <p>また、網いけす養殖の場合はいけすの数、真珠養殖の場合は区画漁業権の数を養殖池数とする。</p>
養殖面積	<p>養殖池の面積をいう。</p> <p>なお、網いけす養殖の場合はいけすで囲った水面の面積、真珠養殖の場合は養殖施設の設置された区画の面積をいう。</p>
漁獲物の販売金額	<p>過去1年間に湖沼漁業の漁獲物を販売した合計金額（消費税を含む。）をいう。</p> <p>なお、湖沼における養殖の収穫物を含む。</p>
収穫物の販売金額	過去1年間に内水面養殖業の収穫物を販売した合計金額（消費税を含む。）をいう。

(2) 内水面漁業地域調査

内水面漁業地域	内水面において漁業権行使区域により区分されている水域及びこれに接続する地域をいう。
漁場環境改善への取組	内水面組合において過去1年間に行われた、水産資源の回復・増殖、生息環境の整備などの取組。
遊漁承認証	内水面組合が遊漁規則を定め、遊漁者に対して発行する承認証をいう。
遊漁者への啓発・普及活動の取組	過去1年間に内水面組合において実施した遊漁者等に対する水産資源保護や遊漁マナー等の啓発や普及に向けた取組。
都市との交流活動の取組	過去1年間に内水面組合が実施した、漁村地域以外から訪れる人へ漁業や水産物への理解を深めてもらうための体験活動などの取組。
漁業体験	地びき網、定置網、底びき網等の漁業を実際に体験できる活動をいう。
魚食普及活動	水産物の消費拡大と漁業への理解を深めてもらうことを目的として、魚の調理法の講習や料理実習、地域行事での魚料理出展やパネル展示等のイベントの実施、健康食品としてのPR等の活動をいう。

3 表章記号

統計表中に使用した記号は次のとおりである。

「—」： 事実のないもの

「x」： 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

4 秘匿措置について

統計調査結果について、調査対象数が3未満の場合には調査結果の秘密保護の観点から、該当結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差し引きにより該当結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

Ⅲ 2008年漁業センサス（内水面漁業調査）の主な改正点

2008年漁業センサス（内水面漁業調査）の実施に当たっては、水産業の情勢の変化等を踏まえ、次の変更を行った。

1 調査方法の変更

2003年漁業センサスでは、農林水産省の職員（一部調査員調査を併用）による調査客体への面接聞き取りにより実査を行ってきたが、効率的な調査の実施とプライバシー意識の高まり等の調査環境の変化に対応するため、2008年漁業センサスでは調査員が行う調査票の配付・回収による自計調査を基本とした。

2 調査対象の変更

(1) 内水面漁業経営体における経営組織区分の変更

2003年漁業センサスまでは、経営組織区分のひとつとして「官公庁・学校・試験場」を設けていたが、これらの多くは産業分類上「漁業」とは分類されていない。このため、2008年漁業センサスにおいては、これらのうち、都道府県の機関である栽培漁業センターや水産増殖センター等産業分類上「漁業」となる事業所のみ調査し、それらの経営組織区分を「その他」とした。

(2) 内水面漁業地域調査の調査対象の変更

内水面漁業地域調査においては、調査の効率化の観点から、地方公共団体、遊漁案内業者等を調査客体から除外し、内水面に係る漁業協同組合に限定した。これに伴い、統計表の多くは「組合」を集計単位としている。

3 調査項目の定義等の変更

(1) 自営漁業の後継者

2003年漁業センサスでは、個人経営体の世帯員のうち自営漁業に従事した者について、後継者に該当するか否かを把握していたが、2008年漁業センサスでは後継者を幅広くとらえるため、自営漁業に限らず雇われて漁業に従事した人も範囲に含め、個人経営体としての後継者の有無を選択する方法に変更した。

(2) 過去1年間の漁獲物（収獲物）の販売金額

2003年漁業センサスでは販売金額を実数で把握していたが、2008年漁業センサスではプライバシー意識の高まり等、調査環境の変化に対応するため、調査客体の販売金額を12の階層に分けて選択する方法に変更した。

このため、2008年漁業センサスでは「1経営体平均販売金額」の集計を行わない。

IV 報告書の刊行一覧

漁業センサスに関する報告書は、次のとおりである。

第1巻 海面漁業に関する統計（全国・大海区編）

第2巻 海面漁業に関する統計（都道府県編）

第3巻 海面漁業に関する統計（市区町村編）

第4巻 海面漁業に関する統計（漁業地区編）

第1分冊 北海道・東北・北陸

第2分冊 関東・東海・近畿

第3分冊 中国・四国

第4分冊 九州・沖縄

第5巻 海面漁業の構造変化に関する統計

第6巻 海面漁業の団体経営体に関する統計

第7巻 内水面漁業に関する統計

第8巻 流通加工業に関する統計

別冊1 2008年漁業センサス総括編

別冊2 THE 2008 CENSUS OF FISHERIES（英文統計）

V 連絡先

この報告書に関する問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課センサス統計室 漁業センサス統計班

電話： 03-3502-8111 内線3660

03-3502-8467（直通）